

## 第60期 決算公告

平成21年6月29日  
 広島県呉市警固屋6丁目1番11号  
**警固屋船渠株式会社**  
 代表取締役社長 寺本利徳

貸借対照表

平成21年3月31日現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>	<b>【 7,017,743 】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【 7,545,650 】</b>
現金預金	2,708,953	支払手形	3,467,615
受取手形	832,136	工事未払金	793,793
売掛金	2,165,114	短期借入金	1,450,000
仕掛工事	1,211,935	未払費用	34,947
未収入金	1,629	未払法人税等	18,794
未収消費税	103,048	前受金	1,484,520
未収収益	18,607	製品保証引当金	7,646
その他の	293	賞与引当金	13,688
貸倒引当金	△ 23,975	預り金	274,645
<b>【固定資産】</b>	<b>【 1,080,315 】</b>	<b>【固定負債】</b>	<b>【 64,504 】</b>
(有形固定資産)	( 934,429 )	退職給付引当金	34,094
建物及び付属設備	387,091	役員退職慰労引当金	30,410
構築物	141,721		
機械装置	274,460	<b>負債の部合計</b>	<b>7,610,154</b>
車両運搬具	3,295		
船舶	75,805		
器具工具・備品	23,024		
土地	28,236		
建設仮勘定	794		
(無形固定資産)	( 13,627 )		
その他の	13,627		
(投資その他の資産)	( 132,259 )		
投資有価証券	100,000		
その他の	35,109		
貸倒引当金	△ 2,850		
<b>資産合計</b>	<b>8,098,059</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>8,098,059</b>

## 個別注記表

自 平成20年 4月 1日  
至 平成21年 3月31日

警固屋船渠株式会社

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

項目	会計方針
(1)有価証券の評価基準及び評価の方法	その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法
(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法	仕掛工事 個別法による原価法 貯蔵材料 先入先出法による原価法
(3)固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備は除く)は定額法 無形固定資産 定額法
(4)引当金の計上基準 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法の規定による限度相当額により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
製品保証引当金	船舶その他の保証工事費に充てるため、定率基準により計上している。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、過去の実績を基礎に、支給対象期間基準を基礎とした支給見込額を計上している。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、期末自己都合要支給額相当額を計上している。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定(内規)に基づく期末要支給額を計上している。
(5)売上高の計上基準	当事業年度に着手した工事契約から、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、他の工事については工事完成基準を採用している。 (会計処理の変更) 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額が1億円以上でかつ、工期が1年を超える工事について工事進行基準を、他の工事については工事完成基準を適用していたが、当事業年度から「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用し、当事業年度に着手した工事契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、他の工事については工事完成基準を適用している。 この変更により、従来の方法によった場合と比べ、当事業年度の売上高は2,864,983千円、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ273,606千円増加している。
(6)消費税等の会計処理	税抜方式

### 2. 当期純損益金額

#### (1)当期純利益

213,911 千円

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。